

子育て支援事業としてのファミリー・ サポート・センターの意義と役割

成 田 朋 子

I はじめに

平成9年の合計特殊出生率は1.39と史上最低を更新し⁽¹⁾、少子化には歯止めがかかりそうにない現状である。第二次世界大戦後の昭和22年に制定された児童福祉法が平成9年6月に50年ぶりに改正され、平成10年4月から施行されているが、その背景には、以上のような少子化が進んだこと、働く女性の増加と夫婦共働き家庭の一般化、核家族化、家庭や地域の子育て機能の低下などがあるとされている。

このように、この50年間に我々の生活や価値観は大きく変化し、子どもや子育てをめぐる状況も大きく変化した。その結果、子どもの健やかな成長のためには意図的にさまざまな条件整備をする必要が生じ、種々の家庭施策、子育て支援が講じられるようになってきたのである。そのひとつに、1994年度より設置が推進されることになったファミリー・サポート・センターがあげられよう。未だスタートしたばかりのシステムであり、まだまだ試行錯誤を繰り返さなければならないと思われるが、その意義や役割、問題点などを探り、さらに子育て支援のあるべき姿についても考えたいと思う。

II ファミリー・サポート・センター設置推進の背景と支援のしくみ

(1) ファミリー・サポート・センター設置推進の背景

まず、ファミリー・サポート・センターの設置が推進されることになった背景を、保育施策を中心に跡付けておくことにしたい。

近年さまざまところで指摘されている子どもと家庭を取り巻く状況の変化を踏まえ、1990年代に入ると、政府、地方自治体、諸団体等によって、子育てしやすい環境の整備を図り、次代を担う子ども達の健全な育成のために、さまざまな家庭施策、子育て支援が積極的に講じられるようになってきた。

まず、1990（平成2）年に「健やかに子どもを生き育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」が設置され、子育てに対する社会的支援という視点から総合的な施策が展開されることとなった。翌年には、その報告書「健やかに子どもを生き育てる環境づくりについて」が出され、ここでは「子育ての負担は親だけでなく社会としても負担すべきであり、必要な支援策を講じていく必要がある」と述べられ、社会全体で子どもを育てていくことが強調された。

厚生省児童家庭局においても、1991（平成3）年より、児童環境づくりに関する総合的な企画・調整などを行う組織として「児童環境づくり対策室」が設置され、「子どもが健やかに生まれ育つための環境づくり」に向けて各種の取り組みが総合的に推進されることになった。

1992（平成4）年には「たくましい子供・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会」が発足し、翌年報告書が提出され、新しいウェルビーイングへの考え方と、子育てに関する社会のパートナーシップの考え方が示された。

1993（平成5）年、保育問題検討会が設置され、保育所の現状と課題を分析し、保育所制度の見直しについて検討を加え、翌年、現行措置制度の続行および充実論と選択利用制度の導入論の両論を併記するという異例の報告書を出した。このことに関しては、今回改正された児童福祉法改正では、保育所は措置施設から利用施設へ位置づけられることとなった。

1994（平成6）年12月には文部・厚生・労働・建設の四大臣合意により、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が策定され、今後概ね10年間における子育て支援施策の基本方向と重点施策が定められた。エンゼルプランの基本的視点のひとつに「家庭における子育てが基本であるが、家庭における子育てを支えるため、あらゆる社会の構成メンバーが協力していくシステムを構築すること」が掲げられている。

さらに、エンゼルプランの施策の具体化の一環として、近年の保育ニーズの多様化に対応し、緊急に保育対策を促進するため、平成7年度から平成11年度までの5年間の事業について大蔵・厚生・自治の3大臣が合意して、緊急保育対策等5か年事業も策定された。

以上のように、保育所等の整備・拡充だけでなく、親の子育て不安に対する対策・家庭での子育ての支援・子育てネットワークづくりについても、行政によって積極的に取り組まれるようになってきたのである。

労働行政においても、仕事と育児の両立支援のための施策もここ数年飛躍的に進んでいる。1992（平成4）年に「育児休業等に関する法律」が施行され、子どもが満1歳に達するまでの間、女性だけでなく、男性も育児休業をとることができるようになった。19

93（平成5）年からは、働く女性のための就業支援事業が開始され、仕事と育児、家事などの両立を図りやすくするための電話サービスが行われるようになった。

そして1994（平成6）年度からは、地域における育児相互援助活動を通じて多様な保育サービスを行うファミリー・サポート・センター事業を推進することになったのである。

（2）ファミリー・サポート・センターとは

「ファミリー・サポート・センター」とは、労働省が「仕事と育児両立支援特別援助事業」として、都道府県を通じて市町村に設置の促進を働きかけている育児の相互援助のしくみであり、「保育サービスを受けたい人」と「保育サービスを提供できる人」を会員とする、育児を軸とした相互援助の会員組織である。

ファミリー・サポート・センターを設置することができるのは、人口5万人以上の市町村にある、民法第34条の規定により設立された公益法人に限られる。

この事業は、国（労働省）、県、市町村が相互援助しながら推進する事業であり、運営費は国1／2、県1／4、設置市町村等1／4の割合で負担することになる。

会員になるには、特別な資格は必要なく、事業の趣旨に賛同してセンターの承認を受けた人は誰でも登録できるしくみになっている。サービスを受けたい会員を依頼会員（もしくは利用会員、委託会員、おねがい会員、A会員）と呼び、サービスを提供したい会員を援助会員（もしくは提供会員、協力会員、受託会員、まかせて会員、B会員）と呼び、両方を兼ねる会員を両方会員（もしくは利用・提供会員、依頼・援助会員、依頼・協力会員、委託受託会員、どっちも会員）と呼ぶ。

相互援助活動（保育サービス）の内容は、保育施設開始時までの子どもの保育、保育施設終了後の子どもの保育、保育施設までの送迎、子どもが軽度の病気の場合のような臨時的、突発的な子どもの介護 などである。

サービスを提供したい会員とサービスを受けたい会員との調整が必要になるが、これをファミリー・サポート・センターが行うのである。したがって、ファミリー・サポート・センターは保育施設ではない。またセンターでは、安心して相互援助活動が行えるよう、会員を対象に講習会などを行っている。

現在、全国で34市町村に設置されており、今年中に10ヶ所増える見込みであり⁽²⁾、1998（平成10）年度厚生白書⁽³⁾にも、無理のない社会参加をしたい人たちの心強い味方であるとの紹介もされている。

ファミリー・サポート・センターのしくみ（三重県商工労働部労政課作成パンフレットによる）を図1に示しておく。

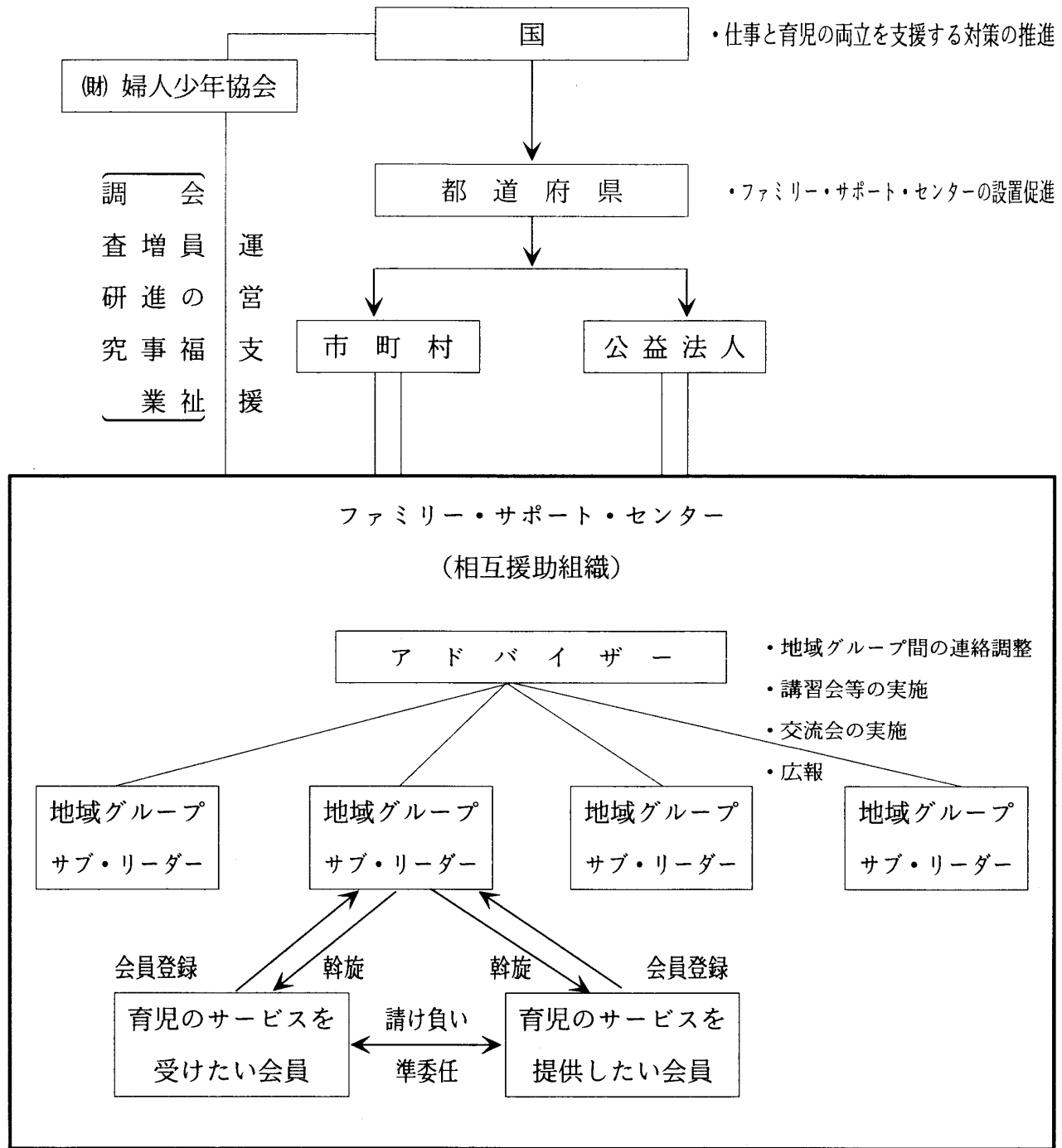


図1 ファミリー・サポート・センターのしくみ

以上が、ファミリー・サポート・センターの設置に至る背景と概要であるが、筆者が講習会等で多少のかかわりをもった四日市市ファミリー・サポート・センターを例に、ファミリー・サポート・センターの意義や役割について考えたいと思う。

Ⅲ 四日市市ファミリー・サポート・センターを例に

(1) 四日市市ファミリー・サポート・センターが設置されるまで

四日市市では1993（平成5）年に、女性行政担当課として女性課が設置され、仕事や育児、女性のための施設整備など女性問題に関する課題について検討を行い、女性行政の推進を図り、男女共同参画型社会の実現に向けて取り組んでいくために「21世紀に向けての四日市市女性施策プラン」を策定し、方向を示した。

1994（平成6）年度には、市民の意識を探るため、幼児をもつ家庭に「子供の生活状況に関する調査」を実施した。回答者の約4割が共働き世帯であり、「育児中に困ること」との問いに、「残業、病気時などに子供の世話をしてくれる人がいない」との回答が上位を占め、「保育所を利用しやすくするためには何を望むか」との問いに「保育時間の延長、病気などでの保育場所の設置」との回答が上位を占めるという結果が示された。女性の社会進出に伴い、施設保育の利用も増加しているが、勤務形態の多様化や緊急時の保育需要が高まり、仕事と育児を両立させようとする勤労者世帯の支援策の必要性が高いことが裏付けられたといえよう。

以上のように、2年間にわたり、四日市市にマッチした独自性のあるファミリー・サポート・センター事業について調査・研究を行い、設立に向けての検討を重ね、1997（平成9）年8月に設立に至ったのである。

設立時の会員数は「依頼会員」30名「援助会員」20名、そのうち「依頼会員」であり「援助会員」でもある「両方会員」は9名であった。

(2) 運営のしくみ

四日市市ファミリー・サポート・センター事務局が会員募集を行っておく。

援助会員は特に資格や経験、性別は問わないが、原則として市内在住で、自宅で子どもを預かれることが条件になる。また原則として、講習会の受講を義務づけている。依頼会員は概ね小学生以下の子どもを持つ人で、市内在住または市内に通勤・通学している人とする。

助け合いの内容は、保育園、幼稚園、学童保育所、学校等の開始時間まで子どもを預かること、保育園、幼稚園、学童保育所、学校等の終了後子どもを預かること、保育園、幼稚園、学童保育所等までの子どもの送迎、日曜日、祝日等に子どもを預かること、子どもが軽い病気等の場合、臨時的、突発的に、終日、子どもを預かること、その他会員の育児に必要な援助、時には、講習会やボランティア活動、地域社会活動に参加する等、一時的に自分自身の時間を持つための援助等である。

(3) 実際の運営

実際の運営は図2のように行われる。

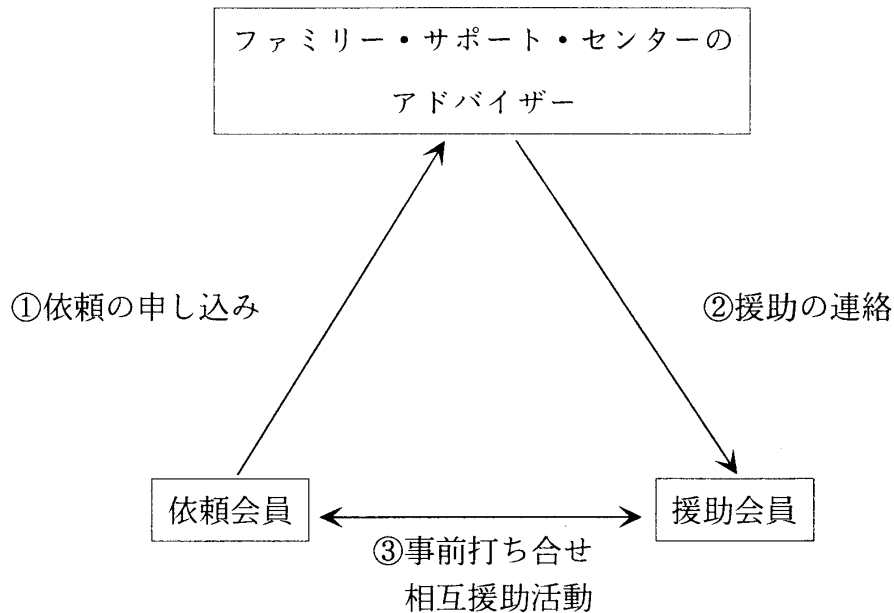


図2 四日市市ファミリー・サポート・センターのしくみ

まず、ファミリー・サポート・センターに会員登録していることが前提になる。

子どもを預かってほしい時、依頼会員はセンターに援助依頼の申し込みをする。

ファミリー・サポート・センターのアドバイザーは、援助会員の中から適当と思われる会員を斡旋する。

斡旋に基づいて、依頼会員、援助会員が事前打ち合わせをした後、相互援助活動が成立する。条件等で折り合いがつかない場合は断ることができる。

活動終了後報酬の授受を行い、援助会員は後日、センターに活動記録簿を提出する。

なお四日市市ファミリー・サポート・センターでは、図1に示されている地域グループ・サブ・リーダーは、現在のところ設けていない。地域グループ・サブ・リーダーとは、市町村内をいくつかの地域に分け、会員の中から選定される会員で、会員相互の要望に応じて斡旋業務を行う会員である。

保育サービスに対する報酬は、原則としてその会員相互間で決定されるが、報酬の目安として、制度の趣旨、地域の実情等を反映した、適正と認められる金額を会則等で記載している。因に、昼間（7時～19時）1時間700円が基準額である。早朝、夜間は800円、病児保育は700円である。

保育サービス中の事故の責任は、当事者の会員相互間で解決することを原則とするが、万一の事故に備え、会員はファミリー・サポート・センター補償保険（会員損傷保険、賠償責任保険、児童障害保険の3つ）に自動的に加入することになる。会員損傷保険は、会員がファミリー・サポート・センターの斡旋による保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と保育を受ける子ども宅や保育施設等の往復途上において損傷を被った時に補償するもの、賠償責任保険は、会員が保険サービス提供中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償するもの、児童障害保険は、会員の子どもが、保育サービスを受けている間に障害を被った場合、保育サービス提供者の過失の有無にかかわらず補償するものである。

ファミリー・サポート・センターの業務は、事務局にアドバイザーを設置し、会員の募集、登録その他の会員組織業務、相互援助活動の斡旋、会員に対する講習会の開催、会員の交流、情報交換の場としての交流会の開催、広報紙の発行、関係機関との連絡調整を行うことである。したがってアドバイザーは、ファミリー・サポート・センターの事業内容の周知、啓発、会員の募集、登録等、会員の統括的な業務を行う人材である。

会員には冊子「相互援助の手引き」、「相互援助活動テキスト」が配布される。冊子「相互援助の手引き」には、これらファミリー・サポート・センターの趣旨、援助できる内容、活動のシステム、会員の心得、報酬の基準、補償保険制度等が記載されている。

会員の心得は、会の活動の趣旨と決まりを守ること、お互いのプライバシーを守ること、約束した時間は必ず守ること、センターへ連絡なしに会員同士で交渉を行わないこと、活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡すること、時折安全チェックリストにより、子どもの安全を確認すること、依頼した援助内容以外の援助は要求しないこと、活動中必ず会員証を携帯し、身分証明する必要がある場合は、提示すること、事前打ち合わせの際に確認した内容以外の活動をする場合は、必ず依頼会員の承諾を得ること、おやつ、食事、おむつ、おもちゃなどは、原則として依頼会員が用意し、会員同士十分に事前打ち合わせをすること、などが記されている。

また、「相互援助活動テキスト」には、相互援助活動について、子どもの心と身体の発達、子どもの遊び、子どもの食事、子どもの健康とかかりやすい病気、子どもの事故と応急処置等の項目が盛り込まれている。

（４）現在の状況

表1に会員数を示す。

表 1 四日市市ファミリー・サポート・センター会員数
(単位：人)

	依頼会員	援助会員	両方会員	合 計
平成 9 年 8 月	30	20	9	59
平成10年 4 月	38	38	15	91
平成10年 8 月	54	42	18	114

依頼会員、援助会員、そして両者を兼ね備える両方会員も着実に増加しているといえるが、援助会員に比べて依頼会員の数が多いことが特徴的である。

援助会員の年齢分布は、概ね20歳代10%、30歳代45%、40歳代45%、50～70歳代10%であり、依頼会員のそれは、20歳代20%、30歳代80%である。

なお、平成10年8月現在の援助会員42名のうち男性は2名であり、圧倒的に女性が多いことがわかる。

1998（平成10）年8月末現在の内容別ファミリー・サポート・センター事業実績を表2に、また理由別事業実績を表3に示す。

表 2 四日市市ファミリー・サポート・センター事業実績（内容別）
(単位：件)

	平成 9 年度・月									平成10年度・月						合計
	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	4	5	6	7	8	合計	
①預かり後保育園等へ送り		17	16	9	15	13	8	7	85	14	11	14	2			41
②保育園等への迎え後預かり	2	7	11	12	9	2	8	1	52	18	7	14	14	4		57
③学校等から下校後預かり										9	9	13	7			38
④保育園等の休みの預かり			2	2	2	1	4	4	15	4	4	4	4	6		22
⑤病児の預かり						1		2	3			2	1			3
⑥預かり	2	10	8	2	1	1	2	5	31	24	28	24	34	34		144
⑦その他												1				1
合 計	4	34	37	25	27	18	22	19	186	69	59	72	62	44		306

表2・3から、設立当初の1997（平成9）年度に比し、1998（平成10）年度で確実に需要が増加していることが読み取れる。

利用の内容としては、1997（平成9）年度は保育園などの保育時間前後の保育や送迎が多かったが、1998（平成10）年度に入ると、保育園などの保育時間前後の保育や送迎も多いが、「預かり」が圧倒的に多い。ただし、この「預かり」に関しては、1会員が例えば

仕事のために月曜日から金曜日まで5日間依頼するケースもあり、件数として多くなっているが、内容的に多い利用形態はやはり保育園などの保育時間前後の保育や送迎とのものである。なお、預ける時間はほとんど2～3時間が多く、1日になるケースは少ないのが現状のようである。また、利用のほとんどが仕事のためであることが表3からわかる。

表3 四日市市ファミリー・サポート・センター事業実績（理由別）

（単位：件）

	平成9年度・月								合計	平成10年度・月					合計
	8	9	10	11	12	1	2	3		4	5	6	7	8	
①会員が仕事のため	2	33	34	25	26	16	19	18	173	69	58	68	60	42	297
②会員が仕事+子どもが病気						1			1		2			2	
③会員・家族の病気・通院・出産・介護							3	1	4						
④会員の冠婚葬祭・学校行事・地域活動	1								1			2	2	4	
⑤会員のリフレッシュ					1				1		1			1	
⑥その他	1	1	3			1			6		1	1		2	
合計	4	34	37	25	27	18	22	19	186	69	59	72	62	44	306

預けられる子どもの年齢分布は、1998（平成10）年8月のみの件数であるが、表4のようになり、1歳未満の乳児が約半数を占めていることがわかる。8月は夏季休暇の時期であり、平常の月と多少異なる傾向を示すことも想定されるが、いずれにしても低年齢での利用が多い傾向にあることは確かなようである。

表4 四日市市ファミリー・サポート・センター事業実績

（平成10年8月・年齢・内容別）

（単位：件）

依頼内容	年 齢 (歳：月)									合計
	0：0 0：11	1：0 1：11	2：0 2：11	3：0 3：11	4：0 4：11	5：0 5：11	6：0 6：11	7：0 7：11		
①預かり後保育園等へ送り										
②保育園等への迎え後預かり		2		1			1		4	
③学校等から下校後預かり										
④保育園等の休みの預かり			1		5				6	
⑤病児の預かり										
⑥預かり	21	2	3	2		1	4	1	34	
⑦その他										
合計	21	4	4	3	5	1	5	1	44	

(5) 援助会員・依頼会員からの声

数値的には以上のような傾向が読み取れるが、実際に活動した援助会員・依頼会員の生の声を拾い上げてみよう。

援助会員Aさんは、「私の家族は、主人と、中学校3年生の男の子、小学校5年生の女の子、私の母の5人です。私自身、幼児期の子育ては終わり、今は思春期の子育ての真っ最中です。

昨年より民生委員、児童委員をお受けしているので、援助会員としてお役に立てるのではないかと思いました。

しかし、役立つどころか、私の家に必要だったのです。中3の息子は、今が一番難しい時期だったのですが、自分の分担として車に乗せて本を読んであげたり、主人は子どもの小さい時を思い出したとあって、朝は早く起きるようになりました。小5の娘は気持ちよく手伝ってくれますし、母は私と一緒に会員になって助けてくれています。

この事で、私の家の中に新しい風が吹きました。お役に立てたかもしれませんが、家族にも役立ちました。

今からは、色々と問題もあるかもしれませんが、頑張りたいと思います。」と述べている。

援助会員Bさんは、「活動が始まって約3ヶ月が過ぎました。我が家にも小さな仲間たちがやってきました。今までは何のつながりもなかった人々との新しい出会いは、とてもうれしく、わくわくする出来事です。しかし子どもの側から考えた時、全く知らない人と、全く知らない場所の中に置かれるのですから、最初は大きな不安があることでしょう。それにもかかわらず、それぞれが持っている子どもの適応力で自ら慣れていこうとする姿はたいしたものです。強いなと感じます。

こんな様子に助けられ、こちらあまり構えることなく自然に接することができるように思います。お母さんをこの家で待つというより、お母さんが仕事の間ここで過ごすんだということが、からだを通してわかり、心で感じるができること、その子の生活リズムものってきます。

ですから小さな子どもたちの、今でしか見ることのできないその時々のおもしろい姿を楽しみながら、お母さん方のお手伝いをさせていただいているという毎日です。」と述べている。

またCさんは、「わが家には5歳の双子の男の子がいますが、2歳の女の子をお預かりしています。

息子たちは妹ができた大喜び。

先日、保育園に迎えにいった時ですが、息子が『車が危ないから手をつなごう』とお兄

ちゃんをしていました。

お子さんを預かることは子供達にとって思った以上にプラスになったようです。」と述べている。

一方の依頼会員Dさんからは、「私は独身の時から、知的ハンディを持った人たちが生活している施設で働いています。仕事は交代勤務で、夜間もあり、今もパートナーと遠方の父母の協力を得ていますが、日勤の時も、保育園の終了時間に少し間に合わず、いつまでも職場のみんなに甘えているわけにも行かないと思っていた矢先、このシステムの情報を聞き、さっそく申し込みました。

私は現在の仕事が好きで、続けていきたいです。『そこまでしてなんで……子どもがかわいそう』『他人に預けるなんてとんでもない』と言われましたが、子育ては親だけで出来るものではなく、多くの人に支えられ、いろんな人間関係の中で刺激を受け、子どもも、そして私も育っていけるのではないかと思っています。援助会員さんから『親が頑張っていたら、きっと子どももわかってくれるわよ。』と励ましてもらい、ただ預ける、預かるの関係だけでなく、いろんな意味でいい関係が築けたらと思います。」との声が寄せられている。

依頼会員Eさんは、「私の住まいはK町で、2人の女の子がいます。上の娘は保育園へ通っています。勤務先が四日市市ということでこのシステムを利用しています。

仕事は会社で事務をしています。子どもの事も考えて、保育園への入園を希望しましたが、『K町の保育園はどこも定員がいっぱいで無理です。』と言われ、仕事もしたい、でも子どものことが……。そんな時に、このシステムを耳にしてすぐに会員になりお世話になっています。

下の子どもは1歳7ヶ月で、最初は泣かれることも何回かありましたが、今では別れざわ『バイバイ』と手を振ってくれます。援助会員の方は子育ての先輩で、私は安心して仕事に集中でき、喜んでいきます。

現在、女性がどんどん社会で働いています。ファミリー・サポート・センターが良きステップとなって、仕事を持つ女性に、目を向けていただけるとうれしいです。援助会員の皆さん、これからもよろしく願いいたします。」と述べている。

またFさんからは「第1子が2歳の時、急な残業や短期の出張などもできればと考えていたところにファミリー・サポート・センターを知り、お陰で子どもが生まれる以前のように仕事を力一杯することができました。

現在、第2子を妊娠中ですが、子どもが増えても仕事を続けることができます。」と述べている。

(6) 問題点

以上のような現状や会員の声からは、設立後約1年の間、順調に進んできているといえよう。また、四日市市ファミリー・サポート・センターに関する記事を掲載した新聞⁽⁴⁾には、ある依頼会員の子どもが入院し、預かっていた援助会員が見舞いに行ったという例や、援助会員に抱かれた子どもの笑顔を見て保育所のキャンセル待ちを取り下げた例が紹介されており、ただ単に預ける、預かるという関係でなく、センターの目的の一つである地域社会づくりが推進されつつあるといえよう。

しかし、考えなければならない問題も全くないわけではない。そのいくつかをあげてみたい。

① 依頼会員と援助会員のバランス

労働省婦人少年協会の平成9年度末の資料⁽⁵⁾によると、他府県のファミリー・サポート・センターのほとんどで援助会員数に比べて依頼会員数の方が多く、中には依頼会員357名に対して援助会員84名というところもある位である。四日市市ファミリー・サポート・センターでも、当初は援助会員が少なくなるのではとの危惧があったが、表1の数値からすると、適度なバランスが保たれているように見受けられる。

ただし、援助会員の出入りが多いとのことである。その理由として、「できると思っていたが、実際に引き受けてみると、自分が子育てしていた頃とは子どもが変わっているし、体力的に自信がなくなったので、登録を取り消したい」という申し出はともかく、「パートの仕事を始めることにしたので」や「在宅で多少の収入があると思っていたが、いつ依頼が来るかわからず、不安定だから」という理由を聞くと、致し方ないという思いの一方で、センターの趣旨が十分理解されていなかったのではと考えざるをえない。

登録の段階でセンターの趣旨を十二分に理解してもらい、援助しようとしている会員のボランティア精神を十二分に引き出しておくような手立てはもちろん必要であろう。一方で、地域には、ボランティア活動をしたくても、向けるべき矛先がわからず踏み出せない人々も多いといわれている。センターの存在がまだまだ認知されていない現時点では、これらの人的資源をどのように掘り起こすかが課題になると思われる。

② 依頼会員と援助会員との関係

新聞で紹介された例⁽⁶⁾は、特定の依頼会員と援助会員との関係ができ、子どもも会員同士も気心がわかり、良い関係ができた例である。

それほど長時間でないとはいえ、子ども、特に環境の変化に影響され易い小さな子どもが安定した状態で過ごすことができるには、慣れた人、慣れた場所に預けられることが望

ましい。また母親が気心の知れない援助会員に心配しながら預けようとする、子どもは母親の不安な気持ちを察知して不安定な気持ちになり、援助会員の家では安定した気持ちで過ごすことはできない。依頼会員が信頼して預けられる援助会員であれば、預ける機会が増えるにしたがって、依頼会員、援助会員、子どもの中で良いサイクルが成立し、その親子にとっての子育て支援の望ましい形となる。

しかしながらセンターとしては、依頼会員と援助会員の関係が固定化して、他に広がらないというジレンマもあるようである。

③ リフレッシュのための支援

表3からみると、会員のリフレッシュのための利用はこれまでのところ2件と少ない。

助け合いの内容としては「その他会員の育児に必要な援助。時には、講習会やボランティア活動、地域社会活動に参加する等、一時的に自分自身の時間を持つための援助」にあたる内容である。依頼会員がリフレッシュすることにより、子どもに対する気持ちに余裕ができ、親子の関係がよりよいものになることは考えられる。しかし、依頼会員に比べて援助会員が少ない状況は今後も続くことが予想され、このような利用が増えた場合、調整をどのように行うかが課題になるかもしれない。

そして何よりも、どの程度のリフレッシュまでを認めるかが課題となろう。II-(2)で述べたように、そもそもファミリー・サポート・センターとは労働省が仕事と育児両立支援特別事業として設置の促進を働きかけている育児の相互援助のしくみであり、援助活動が、単に母親の肩代わりをして、母親にゆとりをもたせるだけに終始してもよいのだろうかという疑問も残る。四日市市ファミリー・サポート・センターの場合、リフレッシュのための依頼はこれまではそれ程多くはなかったが、今後援助の内容に幅を持たせるにしても、リフレッシュの割合があまり多くなることは本来の姿ではないと思われる。

④ 急な依頼への対応

活動にあたっては、事前に会って調整はしてある。しかし前日の夜遅くになって次の日の早朝の援助を依頼された場合、援助会員の側では、急な対応に無理が生じ、そのため躊躇するケースもでてくる。

依頼会員の方からすると、前もって予定がわかっている時は手立ての仕様も考えられるが、急な場合こそ、ほんの少しでも援助してほしいのである。しかし援助会員には多くの場合家族があり、またそれぞれの生活があり、急な対応には応じられない場合も生ずる可能性はありうるのである。

また、病気になった子どもを預ける場合にも同様のことが起こり得ると考えられるが、

培われつつある信頼関係が損なわれないようにするためにはどのような方策が有効であろうか。

先の②で述べたように、依頼会員と援助会員の関係は自然にある程度固定化してくるだろうし、むしろその方が良い関係が生まれるかもしれないが、このような緊急の場合に備えて、会員同士のいくつかの可能な組み合わせを準備しておくことも必要なことであろう。そして、会員同士お互い相手の立場を思いやるという、人間としての基本的な姿勢は最低限必要であろうと思われる。

⑤ 集団保育への要望

現在のところ、四日市市のみでなく、全国すべてのファミリー・サポート・センターで、援助活動は援助会員の自宅で行うことが原則になっているが、このことに対して、依頼会員の側からは、センターで預かってもらいたいという要望も出てきているようである。センターは元々保育施設ではないが、センター内に特定の部屋を確保し、援助会員はセンターに出掛けて、センターで援助活動をするという構想である。預ける側からすれば都合の良いシステムになる可能性はあるだろうが、活動を通じて地域づくりをも図っていこうとするセンター側の構想とのずれが生じることになる。大きな問題である。

IV ファミリー・サポート・センターが目指すべき子育て支援

四日市市ファミリー・サポート・センターの場合を例に具体的な支援のしくみを概観し、またその問題点にも触れた。ファミリー・サポート・センターは、家族的責任を有する労働者が安心して働くことができるように、労働者の福祉の増進、という就労支援のために労働省が設置を推進した事業である。

事業の内容や実態からわかるように、その大部分が保育施設の開始時までの子どもの保育、保育施設の終了後の子どもの保育、保育施設までの送迎であり、時間的にもそれほど長いわけではない。ということは、働く母親を支える保育施設の開所時間がもう少し長ければ、サポート・センターを利用しなくても済むということになるのである。

筆者がかつて関与した1992（平成4）年の調査⁷⁾でも、保育所に子どもを預けている保護者の保育所への要望の第一は、もう少し、朝せめて30分、夕方せめて30分長く預かってほしいというものであった。調査から数年を経てはいるが、現在でもおそらく同じような結果になると思われる。したがって、もし保育所の延長保育、休日保育、夜間保育、一時保育等特別保育が充実していて、このようなすべての保護者のすべてのニーズに応えることができているならば、ファミリー・サポート・センターは必要のないしくみであるかもしれ

ない。しかしながら、これだけ多様化してきている世の中のニーズに対応しきれていないのが現在の保育所の実態であろう。その狭間で困っている親子がいれば社会的援助の手を差し伸べる必要が生じる。そこにファミリー・サポート・センターの存在意義があるのである。

しかしながら、ここで考えておくべきことは、何でもかんでもとにかく援助をというのでよいのだろうかということである。親が大変だから、とにかく親の代わりをして、親にゆとりを持たせることだけが目的であってよいのであろうか。

「子育て支援」という言葉は、最近マスコミでも取り上げられる機会も多く、ともすれば、とにかく支援をという風潮があるように見受けられる。しかし、「とにかく、ただ支援」ではないはずである。社会全体で子育てをするということは、社会だけが子育てをするということではない。時代のニーズに応えながらも、家庭と社会が協力しあって子どもを育てるという基本姿勢は確認しておかなければならないと思う。

ここで、子どもの発達にとって必要不可欠な人的環境について触れておこう。乳幼児期の子どもは、特定の人に対する情緒的な結びつき（愛着）を形成することによって安定し、その後の心身の発達が促される。つまり、乳幼児期の子どもの発達にとっては、特定の人物がそばにいて愛情豊かな世話をすることが必要で、特定の人物と子どもとの相互作用が十分に行われることが大切なのである。そして、この子どもの発達を支える第一義的な責任者は保護者、大部分は親である。このように、特に乳幼児期には、親の存在は子どもの発達に多大な影響を及ぼすが、その後子どもは、成長するにつれてさまざまな人とのかわりを通して、さまざまな刺激を受けながら発達する。つまり、地域、社会も子どもの発達には重要な意味を持つといえる。したがって、親、地域、社会がそれぞれの役割を全うすることにより、初めて子どもの健やかな成長が望めるのである。

以上のように、子どもの成長に大切な役割を担う親が、何らかの要因により子育てに支障をきたしていれば、親子の周りに位置する地域・社会が援助の手を差し延べ、家庭と社会の協力の下で、子どもの発達が損なわれないように支援する必要が生ずる。ここに、子どもの発達に重要な役割を担っている、いわば子育ての主役ともいえる保護者のための支援が要請されることになるのである。

ところで、最近の発達心理学では、親も子育てをする中で人格的に発達し、親としての行動や意識も変化する存在であることが注目されるようになってきた⁸⁾。そして、子育てをする中で自分が人格的に成長していると感じることができた時、子育てに手応えを感じ、自信をもって子どもに対することができ、子どもとよりよい関係をもてるようになるという事も明らかになってきた。したがって、子どもの発達にとって大切な保護者を支援することにより、よりよい子育てが生み出されることになるはずである。

このように、子どもの発達と親の役割について考察し、そして、誰のための、何のための子育て支援かを考えると、子育ての中で親であることを親に気づかせるような支援、最終的には子どものためになるような支援が本来の子育て支援であることに気づかされる。

ファミリー・サポート・センターでは以上のような支援を目指すべきではないだろうか。

V おわりに

1990年代に入って、子どもと家庭を取り巻く状況の変化から、子育ても社会全体で担っていこうとする施策が打ち出されてきている。その一つに、労働省が「仕事と育児両立支援特別援助事業」として都道府県を通じて市町村に設置の促進を働きかけている「ファミリー・サポート・センター事業」があげられる。

ファミリー・サポート・センター設置促進の背景と支援のしくみを概観し、筆者が多少のかかわりをもった四日市市ファミリー・サポート・センターを例に、実際の運営や問題点について考察した。

各地のファミリーサポート・センターにおいても、試行錯誤を繰り返しながら、より良い支援の在り方を探っていかなければならないと思われるが、その際、子どもの発達を子どもを取り巻く人々との関係でとらえる視点に立って、支援の在り方を検討しなければならないと考える。

誰のための、何のための支援であるのかを常に確認しながら支援を進めることが必要なのではないだろうか。子育ての中で親自身も成長するような支援、そして何よりも子どものための支援であってほしいものである。

【注】

- (1) 人口動態統計調査 厚生省大臣官房統計情報部
- (2) 朝日新聞 1998.6.3. 子育て援助 「発育」順調——四日市のサポート・センター10カ月
- (3) 厚生省 1998 平成10年度厚生白書——少子社会を考える——子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を ぎょうせい
- (4) 前掲資料(2)
読売新聞 1998.8.15. 子育て援助隊——四日市で好評 ファミリー・サポート・センター
- (5) 労働省婦人少年協会 1998 ファミリーサポートネット 第3号

- (6) 前掲資料（2）および（4）
- (7) 三重県子育て支援対策フレームづくり調査検討会（保育部門） 1993 子育てについての保育所保護者意識調査 三重県福祉部児童家庭課
- (8) 柏木恵子 1998 結婚・家族の心理学——家族の発達・個人の発達—— ミネルヴァ書房

【参考文献】

- ・ 網野武博 1997 少子化傾向と保育施策 日本保育学会編 わが国における保育の課題と展望 世界文化社
- ・ 厚生省 1998 平成10年度版厚生白書——女子社会を考える——子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を ぎょうせい
- ・ 松原亜矢子 1997 職業生活と家庭生活との両立 厚生省児童家庭局企画課 子ども家庭福祉情報 恩賜財団母子愛育会

<付記> 資料収集にあたっては、四日市市ファミリー・サポート・センターにご協力いただき、大変お世話になりました。記して感謝いたします。